

目 黒 区	関係法令 建築基準法（以下「法」という。） 建築基準法施行令（以下「令」という。）
屋上手すり等の斜線関係取扱い	法第 28 条第 1 項 法第 56 条第 1 項 法第 56 条第 7 項 法第 58 条 令第 2 条第 1 項第 6 号ロ 令第 135 条の 6 令第 135 条の 7 東京都市計画高度地区（目黒区決定）

屋上、バルコニー、屋外階段、屋外廊下に設ける手すりの取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 手すりの形状は、開放性のある縦棧（10 cmピッチ程度）とする。
したがって、ガラスパネルやパンチングメタルなどのものは、見通しがきかない事や日照通風の確保ができない事から当該緩和の取扱いはできない。
2. 日影規制、天空率の検討については、日照上の影響などを無視できないものであり、建築物の高さに算入する。

	屋 上	バルコニー	屋 外 階 段	屋 外 廊 下
道路斜線 隣地斜線 高度地区 採光規制	建築物の高さに <u>算入しない</u>			
日影規制 天 空 率	建築物の高さに <u>算入する</u>			

※これらの取扱いは、目黒区において建築確認を受ける場合の取扱いであり、指定確認検査機関に建築確認を申請する場合は、申請先の機関に確認すること。